### 平成28年分確定申告はお早めに

**◆問合先** 栃木税務署 ☎(22)0885(自動音声案内)

## 栃木税務署の確定申告会場は 「栃木商工会議所大ホール」です

鹿沼市

税務署

# 2月16日(木)~3月15日(水)

広報とちぎ 1月号



□ 平成28年分の贈与税の申告と納税

2月1日(水)~3月15日(水)

□ 平成28年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告と納税

3月31日(金)まで

※還付申告は、2月16日(木)以前でも申告書を提出できます

AND		
	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
期日	2月16日(木)〜3月15日(水) (土・日は除く)	2月16日(木)〜3月10日(金) (土・日は除く)
時間	9:00 ~ 16:00	
会 場	栃木商工会議所大ホール(片柳町2丁目1番46号)	

#### ※申告会場開設期間中は、栃木税務署庁舎での申告相談は行いません。 ※申告会場での現金納付窓口業務は行いません。

▶ 分析木銀行

確定申告会場 栃木商工会議所大ホール

※確定申告書は、郵便・信書便・税務署の時間外収受箱への投函でも提出でき

栃木駅から徒歩8分

栃木市役所〇

※申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はなるべくご遠慮ください。 ※申告会場は大変混雑し、長時間お待ちになる場合があります。



#### おすすめ 確定申告書等作成コーナー

ポイント 国税庁ホームページhttps://www.nta.go.jp 「確定申告書等 作成コーナー」で確定申告書が作成できます。

提出方法 書面印刷して送付(〒328-8666 栃木市本町 17番7号 栃木税務署)

またはe-Taxで送信(事前準備が必要)



小山市

#### 申告に必要なもの(領収書や証明書などは平成28年中のもの)

十口にからいのの(原状目に血切目のこの十成20千千の0の)			
収入がわかるもの	給与所得者	源泉徴収票(原本)…勤務先が発行	
	年金所得者	源泉徴収票(原本)…日本年金機構などの年金 支払者が発行	
	事業所得者(営業、 農業など) 不動産所得者	完成済の収支内訳書(収入や必要経費がわかる 帳簿や領収書など)	
所得から控除する額がわかるもの	社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の所得申告参考資料(1月25日発送予定)、 国民年金保険料控除証明書、その他の社会保険料の支払金額がわかる書類 ※口座振替や年金から特別徴収された国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、差し引かれた本人以外の社会保険料控除とすることはできません	
	生命保険料控除	生命保険料の控除証明書	
	地震保険料控除	地震保険料の控除証明書	
	障害者控除	障害者手帳·証明書など	
	雑損控除	災害に関連してやむを得ない支出をした金額の 領収書	
	医療費控除	医療費の領収書や医療費の補てん金額がわかる 書類 ※明細書は事前に作成してください	
	寄附金控除	寄附金の受領証(原本)など	
その他	マイナンバーの番号確認、身元確認書類(右記参照)		
	印鑑(シャチハタ印不可)、申告する人の預貯金口座番号がわかる もの		

確定申告書、市県民税申告書、収支内訳書、医療費明細などの 申告書類は、1月中旬から用意してあります。早め早めの準備 ポイント作成をして、期限内に提出しましょう。

#### 平成28年分所得申告参考資料の送付

平成28年中に口座振替や金融機関等で納付した 国民健康保険税 · 介護保険料 · 後期高齢者医療保 険料の保険料額(年金からの特別徴収分を除く)を 1月25日(水)に発送します。申告時に社会保険料 控除の資料としてご利用ください。申告をしない 場合、特に手続きは必要ありません。

**◆問合先** 本 市民税課 ☎(21)2263

#### 要介護認定者の障害者控除対象者認定書と 主治医意見書内容確認書の交付

身体障害者手帳を持っていない人でも、65歳 以上で介護認定を受け同程度の障がいがある人 は、申告時に「障害者控除対象者認定書」の提示で 障害者控除の対象となります。

またおむつ代についても、2年目以降であれば 医師から発行される「おむつ使用証明書」に代えて 「主治医意見書内容確認書」の提示で医療費控除 の対象となります。

交付を希望する方は高齢福祉課または各総合 支所市民生活課で申請してください。

- ○申請に必要なもの
  - · 介護保険証
- ・印鑑(申告する人と要介護認定者本人のもの) ※認定書・確認書は内容を審査し、条件を満たす 場合のみ後日郵送します(即日交付はできま せん)
- **◆問合先** 本 高齢福祉課 **☎**(21)2253

#### 国民年金保険料の控除証明書

平成28年1月1日から9月30日まで納付した 国民年金保険料の控除証明書は、11月上旬に日本 年金機構から送付されています。10月1日から 12月31日までの間に今年初めて保険料を納付した 方には、2月上旬に送付されます。

◆問合先 控除証明専用ダイヤル ☎0570-003-004

#### マイナンバーが必要です

平成28年分以降の所得税・復興特別 所得税・贈与税の申告書の提出時には、

#### マイナンバー(12桁)の記載と 本人確認の書類提示 又は 写しの 添付が必要です

本人確認(番号確認・身元確認)の書類

- 例1 個人番号カード(番号確認と 身元確認)
- 通知カード(番号確認)

運転免許証、健康保険 被保険者証など (身元確認)

※控除対象配偶者や扶養 親族の確認は、書類提 示・写しの添付は不要

マイナンハー

#### 税理士が行う還付申告無料税務相談 所得税の還付申告相談を無料で行い

ます。事前に電話でお申し込みください。

相談日 2月1日(水)

場 所 栃木支部各会員事務所

- ※相談内容によっては有料となること もあります。お申込みの際に税理士 事務所にご確認ください。
- **◆問合先** 関東信越税理士会栃木支部 **2** (24) 4861

#### 税務職員を装った 「振り込め詐欺」にご注意!

税務署等の職員が、納税のために 金融機関の口座への振り込みを求め たり、還付金の受け取りのために ATMの操作を求めることはありま せん。不審な電話などにはご注意 ください。